

奈良県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び橿原市まちづくり部計画景觀課において縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路三・三・五三号橿原高取線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

橿原市雲梯町、慈明寺町、大谷町、吉田町、古川町、光陽町及び川西町